

小田嶋先生の 国試対策講座

障害者 ポイ



受験生のみなさん、こんにちは。今回は国試に出題される障害者の法律を学習します。過去問では、各障害者手帳に関係した問題がよく出題されています。また、社会情勢を受けて精神疾患の出題が増加している印象を受けます。精神保健では、措置入院は頻出となっています。それでは問題です。

問題

次の各文の正誤を判定し、誤文は正しい文に直しなさい。

- 『障害者基本法』には、ノーマライゼーションの理念が記載されている。
- 『障害者総合支援法』の自立支援給付を受けるには、都道府県による障害支援区分の認定を受けなければならない。
- 『障害者総合支援法』の給付での自己負担は、原則1割の応益負担である。
- 自立支援医療とは、更生医療、育成医療、養育医療をいう。
- 身体障害者手帳の等級は、1級から3級までである。
- 療育手帳は、『知的障害者福祉法』に基づき交付される。
- 『精神障害者福祉法』での「精神障害者」とは、一定の精神疾患により精神障害者福祉手帳の交付を受けた者をいう。
- 精神障害者保健福祉手帳には、本人の写真が貼付される。
- 措置入院は、自傷・他害のおそれがあるときに、2人以上の精神保健指定医の診察を経て公費で入院させるものである。
- 発達障害者の手帳は、『発達障害者支援法』に規定されている。

法規の ポイント

講師：小田嶋 晋

1962年生まれ
1987年 行政書士試験合格
1989年 社会保険労務士試験合格
1990年 東京アカデミー仙台校講師



同校東北ブロック講師として、民法、社会保障法を中心に大学卒業程度公務員、保健師・看護師国試、社会福祉士国試などを担当。東北地方の公立・私立大学を中心に講座講師としても出講中。

解説

- 正解** 『障害者基本法』1条（目的）や3条（地域社会における共生等）などで**ノーマライゼーション**の理念が記載されています。
- ×誤り** 都道府県ではなく、**市町村**が正しいです。自立支援給付を受けるには、市町村による障害支援区分の認定を受ける必要があります（『障害者総合支援法』19条、51条の5、52条等）。認定は、市町村審査会が審査・判定し、市町村が認定します（同法15、21条）。障害支援区分は6段階です。介護保険での要介護・要支援の認定と似ているので注意しましょう。
- ×誤り** 自己負担は、原則として上限1割の**応能負担**が正しいです（同法29条3項）。
応益負担…利用者が受けた利益に応じて負担すること。医療保険や介護保険の自己負担が該当します。
応能負担…利用者の負担能力などに応じて負担すること。『障害者総合支援法』で採用されています。
- ×誤り** 養育医療ではなく、**精神通院医療**が正しいです。すなわち、自立支援医療は、**更生医療、育成医療、精神通院医療**の3つになります。措置入院などの『精神保健福祉法』での入院は含みません。また養育医療は、未熟児養育医療といわれるもので、『母子保健法』に規定されています（20条）。
- ×誤り** 身体障害者手帳の等級は、**1級から6級まで**です。身体障害者障害程度等級表には、1級から7級まで定められていますが、7級の者には手帳は交付されません。ただし、7級の障害が2つ以上重複する場合は、6級に繰り上げられ、手帳が交付されます。
- ×誤り** 療育手帳は**通知に基づき交付**されるが、正しいです。療育手帳は、昭和48（1973）年の「療育手帳制度について」という当時の厚生省の通知に基づき交付されます。『知的障害者福祉法』に規定されているものではないので、注意が必要です。国試に出る「**法律に根拠のないもの**」のひとつです。交付は都道府県知事により行われます。
- ×誤り** 精神障害者とは**精神疾患を有する者**をいうが、正しいです（『精神保健福祉法』5条）。精神障害者とされるには手帳の交付を受けていることは要件ではありません。なお、法律上の身体障害者とされるには、手帳の交付を受けていることが要件になります。どちらの手帳も都道府県知事が交付します。
- 正解** 精神障害者保健福祉手帳の様式は施行規則で定められており、**本人の写真**が貼付されます。当初は貼付されていませんでしたが、改正により貼付が必要となりました。なお、身体障害者手帳、療育手帳とも写真が貼付されます。
- 正解** 措置入院は、**2人以上の精神保健指定医の診察**が必要で、都道府県知事が決定します（『精神保健福祉法』29条）。費用は全額公費で、自己負担はありません（同法30条）。
- ×誤り** 『発達障害者支援法』には、**手帳の制度はありません**。発達障害にある者が精神障害や知的障害に該当するのであれば、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の交付を受けることができます。

頻出

頻出



上記の事項について、『クエスチョン・バンク』『レビューブック』などを使って確認しておきましょう。このほか、『心神喪失者等医療観察法』が複数回出題されています。今回学習した事項が国試で出題されるとよいですね。がんばれ受験生！